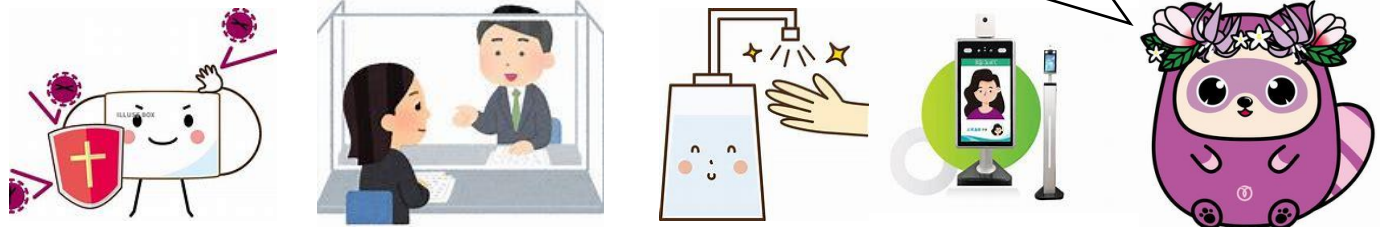


# 新型コロナウイルス感染症感染防止対策補助金

## 感染対策の消耗品・備品購入の経費補助します!!

瑞穂町では、町内の中小企業者等に新型コロナウイルス感染拡大防止の取組みを促進するため、感染対策を目的とした消耗品や備品購入の経費を補助します。



【対象】 町内に店舗・事業所などを有する中小企業者、小規模企業者、個人事業主  
(※ただし、令和3年11月1日から令和4年3月25日までに支払いが完了したものに限り。)

### 【対象経費】

消耗品	飛沫対策用物品	換気改善	消毒備品	非接触 非共有化
・マスク ・消毒液 ・ビニール手袋 etc.	・アクリル板 ・飛沫防止シート etc.	・換気扇 ・空気清浄機 ・サーキュレーター etc.	・自動手指消毒器 ・消毒用ポンプ スタンド etc.	・非接触検温器 ・サーモグラフィー etc.

(※ただし、国・都・町等から補助を受けるものは対象外。)

【補助金額】 補助率 **10/10 ※上限3万円**

【申請期間】 **令和3年11月8日(月)～令和4年3月25日(金)**

【申請方法】 申請書類等を窓口(瑞穂町商工会)に持参し提出。ただし、年末年始・土日祝祭日は除く。  
※平日、午前10時から午後4時(正午から午後1時を除く)にご持参ください。

【申請書類】

1. 交付申請書兼請求書兼実績報告書(様式第1号)
2. 誓約書
3. 補助対象経費に係る領収書の写し、その詳細がわかる書類
4. 購入された消耗品・備品等が分かる写真
5. 瑞穂町に店舗等があることを証する書類(名刺、チラシ、パンフレット等)

### 【問合せ・申請先】

瑞穂町商工会  
住所 瑞穂町石畑1973 電話 042-557-3389  
HP <https://www.mizuho-sci.or.jp/>



【その他】

1. 交付決定者には町から決定通知を郵送します。
2. 偽りその他不正な申請による受給が判明した場合、交付決定の取り消しや返還義務が生じます。
3. 交付申請書・交付要綱等は商工会窓口・HP・瑞穂町HPにてご用意しております。
4. 補助対象・対象経費については、必ず交付要綱をご確認ください。
5. 後日、追加書類をお願いする場合があります。